

シリーズ：子どもの権利

子どもの相談と救済 ～身近なことを、身近な人と話すことから～

NO.5

子どもには、相談をする権利、救済を受ける権利があります。

おとなは、子どもたちに「困った時は相談してください」というメッセージを、いろいろな場所で発信していますが、子どもたちには伝わっているのでしょうか？

身近に相談する場所があっても、子どもたちにとって「相談する」という行為は、なかなかハードルが高いことのようにです。

4月に開催された人権啓発推進協議会記念講演で、住友^{すみとも}剛^{つよし}さん（京都精華大学人文学部准教授）は、大学生であっても「つらい」「しんどい」「勉強がわからない」等を素直に話せる居場所が必要で、そのために研究室を提供しているとおっしゃっていました。学生たちは休憩時間に、時には食事をしながら、思いつくことをポツポツと語りはじめ、たわいもない話をする中で「ここは安心して話をしている場所」「ここにいるおとなは信頼できる人」と実感していくそうです。身近なことを身近な安心できる人に話す経験を積み重ねて初めて、いざという時の相談に結びつくのであって、そういう経験なしに、いきなり本当につらい相談をすることは困難だろうとのこと。また、日ごろからおとなが弱音をはいたり、失敗したこと等を話したりすることも大切で、弱さを見せるモデルをみて「そんなふうに

言ってもいいんだ」と、自分の事を話すようになるそうです。

学校の中で先生と子どもたちのいい関係はもちろんのこと、学校の外にいる人で安心して話ができる人がいると、ますます子どもたちが住みやすい社会になると思います。近所の駄菓子屋さんが、読み聞かせをしてくれる地域の方が、スポーツの指導員の方が、登下校の見守りの方が、子どもたちの話を聞いて、必要に応じて学校や市役所につないでいく。地域の中に子どもたちがいろんなことを話せる場所をつくる。そんな町にしてみませんか。と住友さんの話は締めくくられました。

子どもたちは、話を聞いてほしいと思っています。家庭はもちろんのこと、毎日のさまざまな場面で子どもと出会うおとなは、子どもたちと話をしてください。聴いてもらえた安心感は、本当に困ったときの相談につながります。あなたのそばには、あなたの事を知りたいと思うおとな、あなたの事を応援しているおとなが必ずいるということ、伝えていけたらと思います。

【問合せ】 泉南市子どもの権利に関する条例事務局
(人権教育課 ☎ 483-3672 / FAX483-7306 /
e-mail:jinkenkyouiku@city.sennan.lg.jp)